

「第408回判例・事例研究会」

テーマ：インターネット・オークションにおける契約成立時期

日 時	令和5年8月9日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 沖 陽介

【判例】

事件	横浜地方裁判所令和4年6月17日（令和3年（レ）第245号）
事案の概要	<p>控訴人（X）が、ヤフーオークションにおいて、被控訴人（Y）が出品した腕時計（以下「本件時計」という。）を落札したが、①Yが正当な理由なく取引を中止したことについて、債務不履行に基づく損害賠償請求として、逸失利益10万7480円、②YがXに非があるかのような評価を記載したことについて、不法行為に基づく損害賠償請求として、慰謝料3万円、以上①及び②の合計13万7480円及びこれに対する令和3年4月27日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。</p> <p>原審は、上記②の3万円及びこれに対する令和3年4月27日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の支払を求める限度で請求を認容したところ、Xは、敗訴部分（上記①の請求）につき不服があると主張して、本件控訴を提起した。</p>
判旨 （一部抜 粋）	<p>1 争点(1)（売買契約の成立の有無）について</p> <p>(1) インターネット・オークションにおいて商品が落札された場合、出品者と落札者は、売買契約を締結することになる。そして、売買契約は、売主と買主の申込みと承諾の意思表示が合致した時点で成立するところ、<u>取引のどの過程のどの段階で契約が成立するかについては、個々の取引の規定、態様、経過等を考慮して当事者の合理的意思解釈をする必要がある。</u></p> <p>(2) 証拠によれば、ヤフーオークションでは、約款や「ヤフオク！ガイドライン」（乙3）、「ヤフオク！ガイドライン細則」（甲22）を設けたり、「ヤフオク！ヘルプ」（甲18、乙1など）という利用者向けの解説ページを設けたりしていることが認められるが、<u>出品者と落札者との間の売買契約の成立時期を明示した規定は存在していないため、XとYとの間の取引について、取引態様等に鑑みて判断するのが相当である。</u></p> <p>確かに、落札後、落札者から支払方法や商品の受取方法の連絡が来るのを待って、落札者と出品者との間で条件を交渉することが予定されている場合もあり（乙1）、そのような場合には、落札により直ちに売買契約が成立するのではなく、交渉の結果合意に達した時点で売買契約が成立すると解する余地もある。</p>

しかしながら、証拠（甲1、2、乙1）によれば、Yは、本件時計を出品した時点で、送料は落札者負担、送料は全国一律520円、支払手続から1～2日で発送する旨提示していたこと、本件時計の落札者は、「Yahoo!かんたん決済」など複数の方法から自ら選択して、落札金額に上記送料を足した額を即時に支払うことが可能であったことが認められる。したがって、Yと本件時計の落札者との間で、落札後に取引条件について交渉することは予定されていなかった。

そして、前記前提事実のとおり、Yは、本件時計を出品し、入札可能期間が終了するまで、その出品を取り消さず、さらに、「補欠を繰り上げる」が選択されている状態で、第1落札者と第2落札者の入札を落札者削除の方法により取り消し、Xを補欠落札者として繰り上げたことから、補欠落札者となったXは、本件時計の落札に同意した。

以上の事実関係に鑑みれば、遅くとも、Yが、Xが落札者に繰り上げる旨の操作をした時点で、YからXに対し売買契約の申込みの意思表示があったと解することができ、Xが落札に同意したことで売買契約に承諾する意思表示があり、XとYとの間で、売買契約が成立したものと認めるのが相当である。

(3) Yは、ヤフーオークションでは、落札をきっかけとして、出品者と落札者が交渉を開始し、交渉の結果、出品者と落札者が合意して初めて売買契約が成立するのであり、本件において、Xは、落札後、Yに対し、取引情報を連絡し、一方的に代金の支払を済ませ、商品の発送を要求しているが、Yは、Xとの売買の承諾をしていないから、XとYとの間で売買の合意をしたとはいえず、売買契約は成立していないと主張する。しかしながら、ヤフーオークションにおける取引においても、取引態様は様々であり、本件について言えば、落札後に出品者と落札者との間で交渉がされることは予定されていなかったことは上記判示のとおりであるから、落札後の交渉で出品者と落札者が合意して初めて売買契約が成立する旨の主張は採用できない。また、Yが、第2落札者を削除し、補欠落札者であるXを繰り上げたことが外形上売買の申込みの意思表示に当たることは上記判示のとおりであるから、売買の承諾をしていないとするYの主張は前提を誤っており採用できない。

以上